



## (2) 地区別人口

平成25年3月31日現在

## 【木造地区】

行政区	世帯数	男	女	計	行政区	世帯数	男	女	計
上 町	300	332	360	692	大 畑	90	123	142	265
松 原	258	249	292	541	東 林	73	90	92	182
蓮 沼	303	355	408	763	西 林	77	104	118	222
千代町	37	49	52	101	生 田	58	92	89	181
有楽町	130	152	180	332	兼 館	81	102	106	208
田 町	422	343	464	807	石 館	68	99	98	197
吉岡下木造	287	298	385	683	善 積	53	79	81	160
清水町	175	193	227	420	夕日岡	16	21	20	41
横 町	231	219	262	481	出 崎	33	64	68	132
菟 中	309	380	399	779	濁 川	17	26	25	51
芦 屋	36	52	50	102	中の林	16	32	25	57
川 除	64	79	83	162	中 館	45	60	59	119
豊 田	81	122	125	247	町居田	26	37	45	82
今 市	54	81	86	167	桜 井	34	43	48	91
芦 沼	104	112	141	253	里 見	20	27	32	59
蓮 川	117	184	198	382	柴 田	99	145	148	293
立 花	46	75	83	158	近 野	66	100	124	224
出野里	40	57	56	113	十文字	23	31	34	65
芦部岡	39	57	52	109	平 野	23	22	28	50
蓮花田	77	96	120	216	菊 川	87	112	118	230
永 田	121	188	194	382	福 原	117	157	169	326
土 滝	82	111	134	245	千代田	69	88	102	190
加 納	9	16	15	31	遠 山	36	46	57	103
小田原	17	37	36	73	広 岡	121	148	180	328

筋 岡	24	29	44	73	菰 槌	225	298	324	622
越 水	68	112	117	229	大湯町	82	112	119	231
駒 田	75	92	117	209	館 岡	168	210	234	444
吹 原	43	63	76	139	亀ヶ岡	70	83	108	191
南広森	89	143	164	307	筒木坂	176	223	240	463
丸 山	121	160	186	346	平 滝	112	77	134	211
三ツ館	101	130	133	263	出来島	180	227	235	462
下福原	53	58	72	130					
吉 見	50	68	71	139	合 計	6,324	7,770	8,784	16,554

【森田地区】

行 政 区	世帯数	男	女	計	行 政 区	世帯数	男	女	計
勝 山	89	117	126	243	下相野	125	178	191	369
大 館	141	190	205	395	富 岡	37	53	58	111
床 舞	172	224	242	466	上相野	140	205	232	437
森 田	354	399	513	912	栄 田	53	84	79	163
月見野	134	161	173	334	笹木・小中野	36	44	63	107
山 田	124	122	155	277	明光園	43	7	36	43
猫 渕	74	99	102	201	月見野園	53	31	22	53
中 田	41	65	58	123	つがるの里	75	48	27	75
漆 館	61	82	82	164	生活寮	1	1	0	1
吉 野	71	96	105	201	合 計	1,824	2,206	2,469	4,675

【柏地区】

行 政 区	世帯数	男	女	計	行 政 区	世帯数	男	女	計
小和巻	80	120	140	260	上古川	133	180	212	392
上派立	153	167	192	359	下古川	207	246	291	537
小中野	34	65	54	119	鷺 坂	112	135	145	280
下町	228	280	335	615	稲 盛	143	199	196	395

玉水	127	140	182	322	岩木	59	84	89	173
沖菴	41	57	63	120	鶴野	50	70	85	155
末吉	61	81	91	172	八重崎	49	52	53	105
藤岡	64	69	84	153	第2岩木	11	13	15	28
広須	126	170	186	356	幾世	108	162	157	319
姥島	148	212	211	423	合計	1,934	2,502	2,781	5,283

【稲垣地区】

行政区	世帯数	男	女	計	行政区	世帯数	男	女	計
千年	65	83	109	192	上野田	17	26	25	51
再賀(1)	54	80	75	155	野田	111	128	168	296
再賀(2)	59	75	86	161	楽田	88	120	141	261
沖善津	52	86	81	167	鶴見里	22	30	38	68
吉出	69	99	116	215	細沼	37	53	61	114
語利	43	57	59	116	穂積	54	81	84	165
沼館	93	146	161	307	野末	28	33	35	68
沼崎(上)	90	95	127	222	家調	64	87	99	186
沼崎(下)	46	52	67	119	繁菴	94	148	141	289
元増	68	75	100	175	繁田	69	90	103	193
福富	72	117	129	246	船越	27	37	37	74
中派立	26	32	39	71	下繁田	76	109	122	231
前村	12	18	23	41					
下派立	41	61	66	127	合計	1,477	2,018	2,292	4,310

【車力地区】

行政区	世帯数	男	女	計	行政区	世帯数	男	女	計
車力	378	405	512	917	下牛潟	98	159	154	313
下車力	78	132	144	276	豊富	249	310	340	650
牛潟	384	494	562	1,056	富菴	547	740	807	1,547

富 范	196	225	87	312	合 計	1,930	2,465	2,606	5,071
-----	-----	-----	----	-----	-----	-------	-------	-------	-------

### (3) 避難施設一覧

施 設 名	住 所	電話番号	収容人数	避難対象区域	
青森県立木造高等学校	木造日向73-2	42-2066	1,070	向陽小学区	
ひなた児童会館	木造日向61-1	42-2130	245		
向陽小学校	木造日向62-1	42-2063	747		
穂波小学校	木造菊川喜久野43	49-2100	707	穂波小学区	
瑞穂小学校	木造大畑座八1	42-6161	727	瑞穂小学区	
木造中学校	木造浮巢20	42-3250	1,009	向陽小学区	
生涯学習交流センター「松の館」	木造若緑52	49-1200	1,619		
木造体育センター	木造若緑59-1	42-6085	396		
木造老人福祉センター	木造末広45-2	42-6439	298		
木造福祉センター「かつこうの館」	木造若緑52	42-4660	345		
木造福祉交流センター「花しょうぶの館」	木造若緑52	42-1277	824		
木造ふれ愛センター	木造宮崎1-2	42-1201	190		
川除老人憩いの家	木造川除栄盛99	42-1279	83		川除・芦屋・秋桜団地
土滝コミュニティ消防センター	木造土滝稲葉192-2		92		土滝・加納
平滝コミュニティ消防センター	木造平滝宝滝3-1	45-3908	84		平滝
丸山コミュニティ消防センター	木造丸山竹鼻1-2	45-3358	107	丸山	
永田コミュニティ消防センター	木造永田稲村120-2		132	永田	
近野・十文字コミュニティ消防センター	木造菊川平岡87		101	近野・十文字	
林コミュニティ消防センター	木造大畑宮崎32-3		139	東林・西林	
遠山コミュニティ消防センター	木造千代田米盛65-2		51	遠山・千代田	
福原コミュニティ消防センター	木造福原妻元33-1		153	福原	
館岡コミュニティ消防センター	木造館岡上稲元182	45-2916	292	館岡・亀ヶ岡	
筒木坂コミュニティ消防センター	木造筒木坂松本181-1	45-2054	200	筒木坂	

広岡コミュニティ消防センター	木造越水稻村35-8		152	広岡・四軒家
吹原コミュニティ消防センター	木造吹原中山51-4		154	吹原
菰槌コミュニティ消防センター	木造菰槌江野島21-1	45-2305	199	菰槌・小田原
大湯町コミュニティ消防センター	木造大湯町清水24-1		158	大湯町
石館・堅固コミュニティ消防センター	木造善積藤田36-1		118	石館・堅固
越水コミュニティ消防センター	木造越水神山35-2		192	越水
蓮川コミュニティ消防センター	木造蓮川宝船3-13		121	蓮川
今市コミュニティ消防センター	木造豊田網代31-2		143	今市・豊田
芦沼コミュニティ消防センター	木造芦沼12-1		67	芦沼
大畑コミュニティ消防センター	木造大畑朽葉222		67	大畑
南広森コミュニティ消防センター	木造吹原屏風山1-80		195	南広森
出野里コミュニティ消防センター	木造出野里山吹26		167	出野里・立花・出崎・夕日岡・芦部岡
千代田コミュニティ消防センター	木造千代田末長40-1		146	千代田・遠山
駒田コミュニティ消防センター	木造越水屏風山3-11		105	駒田
蓮花田コミュニティ消防センター	木造蓮花田駒ヶ宿38-2		100	蓮花田
出来島コミュニティ消防センター	木造出来島雉子森25		175	出来島
吉見コミュニティ消防センター	木造下福原篠田176-4		84	吉見
柴田コミュニティ消防センター	木造柴田弥生田1-2		117	柴田・町居田
兼館コミュニティ消防センター	木造兼館佐野22-5		102	兼館・善積
三ッ館コミュニティセンター「はすの館」	木造三ッ館寿抱11-1	26-4231	243	三ッ館・下福原
生田地区総合研修施設	木造兼館白銀31		99	生田
筋岡転作組合総合研修施設	木造越水今村43-1		99	筋岡
農業者トレーニングセンター「縄文館」	木造館岡屏風山195	45-3450	569	館岡・亀ヶ岡
森田小学校	森田町森田屏風山2-2	26-3001	571	森田小学区
育成小学校	森田町上相野明石 68	42-2529	400	育成小学区
森田中学校	森田町森田屏風山 2-1	26-2074	397	森田全地区
森田デイサービスセンター	森田町屏風山 2-84	26-4308	132	森田

森田保健福祉センター	森田町森田月見野 277-3	26-3836	1,133	
森田公民館	森田町森田月見野 119-2	26-2566	819	床舞・森田
森田体育センター	森田町森田月見野 119-2	26-2566	518	
森田高齢農業者生きがいセンター	森田町森田月見野 123-20	26-2191	449	山田・つきみの団地
柏小学校	柏広須福島 126-2	25-2001	566	柏全地区
柏中学校	柏広須福島 82	25-2021	609	
柏公民館	柏桑野木田鶴野 69-2	25-2200	684	鶴野・かしわ団地
柏老人福祉センター	柏桑野木田若宮 258-1	25-2468	200	小和巻
柏ふるさと交流センター	柏広須松元 102-1	25-3540	1,118	八重崎・稲盛・末吉 沖宿・藤岡
柏総合体育センター	柏桑野木田花崎 69	25-3130	1,809	上古川・下古川
柏農村環境改善センター	柏桑野木田花崎 69	25-3240	611	下町
柏ロマン荘	柏上古川房田 178	27-5055	655	岩木・第2岩木
柏老人憩いの家	柏桑野木田米本 31-23	25-2408	87	小和巻
柏第二老人憩いの家	柏玉水岩井 140		87	末吉
柏第三老人憩いの家	柏広須藤枝 65-2		92	広須
上派立地区集会所	柏桑野木田福井 94-2	25-3505	94	上派立
小中野地区集会所	柏桑野木田男山 10-15		88	小中野
上古川老人憩いの家	柏上古川幾山 13-1		88	上古川
姥島地区集会所	柏広須岡田 16-1		94	姥島
下町地区集会所	柏桑野木田鶴野 67-1		94	下町
岩木団地集会所	柏上古川房田 152-1		72	岩木
鷺坂地区集会所	柏鷺坂清見 195-2	34-5992	90	鷺坂
稲盛地区集会所	柏稲盛岡本 103-3	25-3212	90	稲盛
藤岡地区集会所	柏玉水藤岡 5-21		88	藤岡
柏第二農業研修センター	柏玉水岸田 13-9		201	玉水
柏第三農業研修センター	柏下古川絹川 134-3		210	下古川
稲垣小学校	稲垣町豊川宮藤 27	46-2004	391	稲垣小学区

稲垣西小学校	稲垣町吉出鴨泊 22-1	46-2009	414	稲垣西小学区
稲垣中学校	稲垣町豊川宮川 45-1	46-2022	618	稲垣全地区
稲垣公民館	稲垣町豊川宮川 31-1	46-2156	993	
稲垣体育センター	稲垣町豊川宮川 31-3	46-2854	399	
稲垣体育館	稲垣町豊川宮川 31-3	46-2854	1, 137	
稲垣交流センター	稲垣町豊川宮川 141	46-2077	726	
稲穂いこいの里	稲垣町豊川宮川 145-1	46-2806	412	
稲垣老人福祉センター	稲垣町豊川宮川 42-3	46-2306	411	
吉出コミュニティ消防センター	稲垣町吉出高崎 33		173	
千年集会所	稲垣町千年上鹿島 26-4		174	千年
沼館老人憩いの家	稲垣町沼館友開 45		143	沼館
再賀集会所	稲垣町千年亀菊 3-1		250	再賀
沖善津集会所	稲垣町吉出霞 93-1		88	沖善津
語利集会所	稲垣町沼館米袋 4-2		97	語利
沼崎集会所	稲垣町豊川初瀬 63-24		231	沼崎
元増集会所	稲垣町沼崎泉水 26-2		93	元増
福富集会所	稲垣町福富笹崎 6 地内		106	福富
中派立集会所	稲垣町福富町崎 25-6		66	中派立
前村集会所	稲垣町福富笹船 3-1		165	前村
下派立集会所	稲垣町福富初緑 46 地内		82	下派立
楽田集会所	稲垣町豊川酒田 6-2		135	楽田
野田集会所	稲垣町豊川初瀬山 59		103	下野田
上豊川集会所	稲垣町豊川初瀬 34-3		80	上野田
鶴見里集会所	稲垣町豊川藤ヶ森 31-4		61	鶴見里
細沼集会所	稲垣町穂積土筆山 2-2		75	細沼
穂積集会所	稲垣町穂積前田 8		109	穂積
野末集会所	稲垣町穂積幾島 32-1		71	野末



家調集会所	稲垣町繁田赤旗 88-2		118	家調
船越集会所	稲垣町繁田千代森 59 地内		66	船越
下繁田集会所	稲垣町下繁田磯繁 10 地内		189	下繁田
繁田集会所	稲垣町繁田母衣掛 13-1	46-3651	243	繁田・繁菴
車力小学校	車力町屏風山 1-270	56-2004	322	車力小学区
牛瀨小学校	牛瀨町大田光 66-30	56-2039	352	牛瀨小学区
富菴小学校	富菴町泉川 2	56-2024	319	富菴小学区
車力中学校	車力町屏風山 1-214	56-2023	801	車力全地区
牛瀨保育所	牛瀨町村上 14-2	56-3160	288	牛瀨町
富菴保育所	富菴町盛野 103-2	56-2674	256	富菴町
車力幼稚園	豊富町屏風山 1-297	56-2201	651	豊富町
車力地域子育て支援センター	車力町若林 153-2	56-2106	269	車力町
牛瀨公民館	牛瀨町鷺野沢 29-789	56-2143	715	牛瀨町
車力高齢者コミュニティセンター	牛瀨町鷺野沢 73-72	56-3598	117	牛瀨町
車力ふれあい会館	車力町花林 48	56-2381	274	車力町
豊富地区コミュニティセンター	豊富町千貫 39-5	56-3801	249	豊富町
車力農民研修センター	豊富町屏風山 1-377	56-3281	449	豊富町
富菴地区コミュニティセンター	富菴町屏風山 1-831	56-3498	169	富菴町
車力地区コミュニティセンター	車力町屏風山 529	56-3003	309	車力町
下牛瀨保健福祉館	下牛瀨町鶴舞岬 10	56-3047	242	下牛瀨町
下車力保健福祉館	中泊町田茂木字若緑 72-34	56-2911	246	下車力町
清水保健福祉館	富菴町清水 17-22	56-3757	185	富菴町
富菴地区簡易体育館	富菴町屏風山 1-831	56-2565	301	富菴町
車力体育センター	豊富町屏風山 1-377	56-3697	602	豊富町
松原公園	木造照日及び野宮地内		1,040	向陽小学区
銀杏ヶ丘公園	木造千代町及び曙地内		550	
あかね公園	木造赤根 1-4		2,561	

亀ヶ岡公園	木造館岡上沢辺地内		45,952	館岡地区
平滝沼公園	木造館岡上沢辺 138-1		45,474	
川除農村公園	木造川除栄盛 87-3		1,400	川除地区
ふぁみりい公園	木造三ッ館寿抱地内		6,395	穂波小学区
吹原農村公園	木造吹原畠元 3-2		1,046	吹原・高野

## 2 関係機関の連絡先

### (1) 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
内閣府	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-5253-2111
国家公安委員会	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141
警察庁	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
金融庁	東京都千代田区霞が関 3-2-1	03-3506-6000
消費者庁	東京都千代田区永田町 2-11-1	03-3507-8800
総務省	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5111
消防庁	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5111
法務省	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3580-4111
公安調査庁	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5711
外務省	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-3580-3311
財務省	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4111
国税庁	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4161
文部科学省	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111
文化庁	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111
厚生労働省	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111
農林水産省	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-8111
林野庁	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-8111
水産庁	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-8111
経済産業省	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1511
資源エネルギー庁	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1511

中小企業庁	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1511
国土交通省	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111
国土地理院	茨城県つくば市北郷 1	029-864-1111
観光庁	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111
気象庁	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3212-8341
海上保安庁	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-6361
環境省	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3581-3351
防衛省	東京都新宿区市ヶ谷本村町 5-1	03-5366-3111

## (2) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
東北管区警察局	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-7181
東北管区警察局青森県通信部	青森市新町2-3-1	017-723-4211
東北財務局青森財務事務所	青森市新町2-4-25	017-722-1461
東北農政局青森農政事務所	青森市本町2-10-4	0177-75-2151
東北森林管理局津軽森林管理署	弘前市豊田2-2-4	0172-27-2800
東北運輸局青森運輸支局	青森市浜田字豊田139-13	017-739-1501
青森海上保安部	青森市青柳1-1-2	017-734-2421
東京航空局青森空港出張所	青森市大谷小谷1-333	017-739-2240
東北通信総合通信局	仙台市青葉区本町3-2-23	022-221-0605
青森労働局	青森市新町2-2-25	017-734-4212
五所川原労働基準監督署	五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-5	0173-35-2309
五所川原公共職業安定所	五所川原市敷島町37-6	0173-34-3171
東北地方整備局青森河川国道事務所	青森市中央3-20-38	017-734-4521
〃 五所川原出張所	五所川原市岩木町10	0173-34-2738
東北地方整備局青森港湾事務所	青森市本町3-6-34	017-775-1395
青森地方气象台	青森市花園1-17-19	017-741-7413

(3)青森県 青森長島1-1-1 代表電話017-722-1111

防災担当課等	担 当	所 在	直通電話
総務部防災消防課	防災グループ	県庁北棟2階	017-734-9088
企画政策部企画調整課	総務グループ	県庁南棟3階	017-734-9132
環境生活部県民生活文化課	総務企画グループ	県庁北棟7階	017-734-9025
環境生活部原子力安全対策課	企画防災グループ	県庁北棟2階	017-734-9252
健康福祉部健康福祉政策課	総務グループ	県庁北棟6階	017-734-9276
商工労働部商工政策課	総務グループ	県庁南棟4階	017-734-9365
農林水産部農林水産政策課	企画調整グループ	県庁南棟5階	017-734-9457
県土整備部河川砂防課	企画防災グループ	県庁東棟6階	017-734-9662
エネルギー総合対策局	エネルギー開発振興課	県庁東棟4階	017-734-9736
教育庁教育政策課	青森市新町2-3-1		017-734-9865
県警察本部警備第二課	青森市新町2-3-1		017-723-4211
つがる警察署警備課	つがる市木造千代町18-1		0173-42-3150
西北地域県民局地域連携部	五所川原市栄町10 合同庁舎内		0173-34-2174

(4)市町村(市及び近隣町)

市 町 名	防災担当部署	所 在 地	電話番号
青森市	危機管理課	青森市中央1-22-5	017-734-1111
弘前市	防災安全課	弘前市上白銀町1-1	0172-35-1111
八戸市	防災危機管理課	八戸市内丸1-1-1	0178-43-2111
黒石市	総務課	黒石市市ノ町11-1	0172-52-2111
五所川原市	総務課	五所川原市岩木町12	0173-35-2111
十和田市	総務課	十和田市西十二番町6-1	0176-23-5111
三沢市	総務課	三沢市桜町1-1-38	0176-53-5111
むつ市	防災政策課	むつ市中央1-8-1	0175-22-1111
平川市	総務課	平川市柏木町藤山25-6	0172-44-1111
鯹ヶ沢町	総務課	鯹ヶ沢町本町209-2	0173-72-2111
深浦町	総務課	深浦町深浦苗代沢84-2	0173-74-2111
鶴田町	総務課	鶴田町鶴田早瀬200-1	0173-22-2111
中泊町	総務課	中泊町中里亀山434-1	0173-57-2111

#### (5) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第9師団司令部 青森駐屯地	青森市浪館字近野45	017-781-0161
陸上自衛隊第39普通科連隊 弘前駐屯地	弘前市原ヶ平字山中18-117	0172-87-2111
海上自衛隊大湊地方総監部	むつ市大湊町4-1	0175-24-1111
航空自衛隊北部航空方面隊司令部	三沢市三沢字後久保125-7	0176-53-4121
航空自衛隊車力分屯基地	つがる市富蒔町屏風山1	0173-56-2531

#### (6) その他の公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
東北電力(株) 青森支店	青森市港町2-12-19	017-742-2191
東日本電信電話(株) 青森支店	青森市橋本2-1-6	017-774-9133
日本赤十字社青森県支部	青森市長島1-3-1	017-722-2011
東日本高速道路(株) 青森管理事務所	青森市岩渡字熊沢250-259	017-782-1431
東日本旅客鉄道(株) 青森支店	青森市柳川1-1-1	017-734-6734
日本放送協会青森放送局(NHK)	青森市松原2-1-1	017-774-5111
日本郵政公社青森中央郵便局	青森市堤町1-7-24	017-775-1623
(社) 青森県医師会	青森市新町2-8-21	017-723-1911
(社) 青森県トラック協会	青森市荒川字品川111-3	017-729-2000
(社) 青森県エルピーガス協会	青森市本町2-4-10	017-775-2731
弘南バス(株)	弘前市藤野2-3-6	0172-32-2241
青森県道路公社	青森市新町1-4-1	017-723-1625
青森放送(株) (RAB)	青森市松森1-8-1	017-743-1234
(株) 青森テレビ(ATV)	青森市松森1-4-8	017-741-2234
青森朝日放送(株) (ABA)	青森市荒川字柴田125-1	017-762-1111
(株) エフエム青森	青森市堤町1-7-19	017-735-1181

## (7)報道機関(五所川原記者会)

機 関 名	所 在 地	電話番号
東奥日報社 つがる支局	つがる市木造有楽町27	42-3130
陸奥新報社 五所川原支社	五所川原市字上平井町93-1	0173-35-2375
河北新報社 青森総局	青森市本町1-2-15	017-776-2654
青森放送 五所川原支局	五所川原市字東町17-5	0173-35-1382
青森テレビ 弘前支社	弘前市上蛸鞆師町18-1	0172-34-4101
青森朝日放送 弘前支社	青森市荒川柴田125-1(連絡先)	017-762-1132
朝日新聞社 青森総局	青森市古川2-19-14	017-775-2811
読売新聞社 弘前支局	弘前市和徳町85 木村ビル 2 F	0172-32-1618
毎日新聞社 青森支局	青森市安方2-8-10	017-722-2420
共同通信社 青森支局	青森市第二間屋町3-1-89	017-739-0111
河北新報社 青森総局	青森市本町1-2-15	017-776-2654

## (8)その他の関係機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
木造郵便局	つがる市木造千代町37-5	42-3340
J R木造駅	つがる市木造房松 10	42-2110
つがる警察署(警備課)	つがる市木造千代町 18-1	42-3150
津軽広域水道企業団西北事業部	つがる市柏桑野木田福井 20-4	25-2711
ごしょつがる農業協同組合木造総合支店	つがる市木造森山 3-2	42-2155
つがるにしきた農業協同組合本店	つがる市稲垣町豊川宮川 1-19	69-7171
車力漁業協同組合	つがる市富范町清水 6-5	56-2679
つがる市建設業協会	つがる市木造有楽町 45-1	42-1789
つがる市商工会	つがる市木造若宮 16-4	42-2449
西津軽土地改良区	つがる市木造若宮 1	42-3166
つがる市社会福祉協議会	つがる市木造若緑 52	42-4886
西北五環境整備事務組合(し尿)	中泊町大字田茂木字若宮3400	58-2044
〃 西部クリーンセンター(ごみ)	つがる市稲垣町繁田白旗11-1	46-2141
イオンモールつがる柏	つがる市柏稲盛幾世41	25-3450

ザ・サンワ柏店	つがる市柏上古川房田145-1	25-3311
東北電力(株)五所川原営業所	五所川原市田町113-1	35-3524
弘南バス(株)五所川原営業所	五所川原市中央6-11	35-3212
(社)青森県エルピーガス協会西北五支部	五所川原市大字漆川字浅井5-11	34-4062
(社)青森県医師会西北五医師会	五所川原市新町33-1	35-0059
(社)青森県トラック協会西北五支部	五所川原市大字金山字竹崎171-9	34-8554

(9) 姉妹都市

自治体名	所在地	電話番号
千葉県柏市	千葉県柏市柏 5-10-1	04-7168-1111
北海道白老町	北海道白老郡白老町大町 1-1-1	0144-82-2121

### 3 例 規

#### ○つがる市国民保護協議会条例

平成18年3月23日条例第19号

(目的)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、つがる市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

**第2条** 協議会の委員の定数は、25人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

**第3条** 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第5条** 協議会はその定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

**第6条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。



つがる市国民保護協議会委員

番号	国民保護法第40条4項による区分		役職名
1	会長		つがる市長
2	1号	指定地方行政機関	東北農政局津軽農業水利事務所長
3	2号	自衛隊（防衛大臣の同意を得た者）	航空自衛隊第6高射群第21高射隊 車力分屯基地
4	3号	都道府県の職員	西北地域県民局地域農林水産部長
5			西北地域県民局地域整備部長
6			西北地域県民局地域健康福祉部長
7			つがる警察署長
8	4号	副市長	つがる市副市長
9	5号	教育長・消防長又は消防吏員	つがる市教育長
10			つがる市消防本部消防長
11	6号	市町村の職員	つがる市総務部長
12	7号	指定公共機関又は指定地方公共機関	東日本電信電話(株)弘前支店長
13			東北電力(株)五所川原営業所長
14			弘南バス(株)五所川原営業所長
15	8号	知識又は経験を有する者	つがる市消防団長
16			津軽広域水道企業団西北事業部長
17			西津軽土地改良区理事長
18			つがる市議会議長
19			つがる市建設業協会会長
20			東奥日報社つがる支局長
21			

## ○つがる市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月23日条例第18号

(目的)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、つがる市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条** つがる市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。
- 2 つがる市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
  - 3 つがる市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
  - 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
  - 5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条** 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条** 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
  - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
  - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

**第5条** つがる市国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第6条** この条例に定めるもののほか、国民保護現地対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

**第7条** 第2条から前条までの規定は、つがる市緊急対処事態対策本部について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 様式

### (1) 被災情報報告 (計画第2編 第4-4)

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分  
つがる市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

## 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む)	
⑥ 国籍	日本 その他( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの紹介があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定だが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

## 安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時 ( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む)	
⑥ 国籍	日本 その他 ( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他の必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同 意 す る 同 意 し な い
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

## 安否情報報告書

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪閃絡崎その他の必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

## 安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	
申 請 者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。



## 安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 「避難住民に該当するか否かの別」の欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 公用令書 別記様式第一

収用第	号	公 用 令 書			
		氏名			
		住所			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第81条第2項	の規定に基		
		第81条第4項			
づき、次のとおり物資を収用する。		第183条において準用する第81条第2項			
(理由)		第183条において準用する第81条第4項			
年 月 日		処分権者 氏名 つがる市長 <span style="float: right;">印</span>			
収用すべき物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第二

保管第	号	公 用 令 書			
		氏名			
		住所			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第81条第2項	の規定に基		
		第81条第4項			
づき、次のとおり物資の保管を命ずる。		第183条において準用する第81条第2項			
(理由)		第183条において準用する第81条第4項			
年 月 日		処分権者 氏名 つがる市長 <span style="float: right;">印</span>			
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	


備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第三

使用第	号						
公 用 令 書							
氏名							
住所							
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第82条 の規定に基づき、 第183条において準用する第82条							
次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。 (理由)							
年 月 日							
処分権者 氏名 つがる市長							
							
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第四

取消第	号						
公 用 取 消 令 書							
氏名							
住所							
第81条第2項 第81条第3項 第81条第4項							
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第82条 の規定に基 第183条において準用する第81条第2項 第183条において準用する第81条第3項 第183条において準用する第81条第4項 第183条において準用する第82条							
づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態における国民の保護のため の措置に関する法律施行令 第16条 の規定により、これを交付する。 第52条において準用する第16条							
(取り消した処分の内容)							
年 月 日							
処分権者 氏名 つがる市長							
							

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

## 5 参考資料

### 国民保護計画用語集

用語集	意義
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素(甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素)をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報。 〔法第94条第1項〕
NBC 攻撃	核兵器(Nuclear)、生物兵器(Biological)、化学兵器(Chemical)を用いた攻撃のこと。
応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。〔法第113条〕
化学剤	化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの。(サリン、VX等)
核燃料物質	ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって政令で定めるもの。〔原子力基本法第3条第2号〕
危険物質等	引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質。〔法第103条第1項〕
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針。〔法第32条第1項〕
救援	避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置。〔法第75条〕
救護班	医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの。
緊急交通路	避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要なため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路。〔法第155条第1項〕
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。 〔武力攻撃事態対処法第25条1項〕
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針。 〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措

	置。〔法第172条第1項、武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号〕
緊急通行車両	緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なもの。〔法第155条第1項〕
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報。〔法第99条〕
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。〔法第79条第1項〕
警戒区域	市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域。〔法第114条第1項、第2項〕
警報	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報。〔法第44条〕
ゲリラ	不正規軍の要員であり、戦線を作らず小規模の部隊に分かれ会戦を徹底して回避し、小規模な襲撃や待ち伏せ敵方の施設破壊等の後方攪乱を行う要員のこと。
国際人道法	武力紛争(戦争)において傷病者、難船者、捕虜、武器を持たない一般市民の人道的な取扱いを定めた国際法のこと。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに国民保護計画を作成するための諮問機関。〔法第37条〕
県国民保護計画	基本指針に基づき知事が作成する県の国民の保護に関する計画。〔法第34条〕
県対策本部	県及び県内の市町村、指定(地方)公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる。〔法第27条第2項〕
広域応援体制	都道府県又は市町村の区域を越えた相互の応援体制。
広域緊急援助隊	高度な救出救助能力を有し、大規模災害時に広域的に活動する警察の部隊。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。 〔法第2条第3項、武力攻撃事態対処法第22条第1号〕
国民保護等派遣	防衛庁長官が、知事から国民保護法第15条第1項(緊急対処事態における準用を含む)の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長(内閣総理大臣)から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣。〔自衛隊法第77条の4〕
災害時優先電話	災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。 〔災害対策基本法第5条第2項〕
市町村国民保護計画	県国民保護計画に基づき市町村長が作成する市町村の国民の保護に関する計画。〔法第35条〕

指定行政機関	内閣府及び各省庁など国の中央機関で政令で定めるもの。 〔武力攻撃事態対処法第2条第4号〕
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第6号〕
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。 〔武力攻撃事態対処法第2条第5号〕
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。 〔法第2条第2項〕
収容施設	被災者や避難住民を受け入れるための施設。（応急仮設住宅を含む）
除染	人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。
生活関連等施設	国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で政令で定めるもの。〔法第102条〕
生活関連物資等	国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資。 〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕
生物剤	生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの。
相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。〔武力攻撃事態対処法第9条〕
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置。 〔武力攻撃事態対処法第2条第7号〕
ダーティーボム	爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾。
弾道ミサイル	ロケットエンジンで推進し発射された後、ロケットが燃え尽きた後はそのままの放物線の弾道軌道で目標地点へ到達する対地ミサイル。
治安出動	一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。〔自衛隊法第78条〕
トリアージ	一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること。
非常通信協議会	人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係

	機関で構成されている連絡会。〔電波法第74条の2〕
非常通信体制	災害発生時などの非常時において通信を確保する体制。
避難先地域	国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域。 (住民の避難の経路となる地域を含む)〔法第52条第2項第2号〕
避難実施要領	避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの。 〔法第61条〕
避難住民	避難を行った者又は避難の途中にある者。(住民以外の滞在者を含む)
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者。〔法第75条第1項〕
避難措置の指示	国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示。〔法第52条第1項〕
避難の指示	避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示。〔法第54条第1項〕
避難誘導	避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと。〔法第62条第1項〕
武力攻撃	我が国に対する外部から武力攻撃。〔武力攻撃事態対処法第2条第1号〕
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。〔武力攻撃事態対処法第2条第2号〕
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。〔武力攻撃事態対処法第2条第3号〕
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。〔武力攻撃事態対処法第1条〕
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。〔法第2条第4項〕
武力攻撃災害への対処に関する措置	武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置。〔法第97条第1項〕
武力攻撃事態対処法	平成15年に施行された「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略
防衛出動	武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。〔自衛隊法第76条〕
保管命令	救援に必要な特定物質を確保するため、当該物質を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令。(隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止) 〔法第81条第3項〕
利用指針	武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針。(特定の者の優先的な利用の確保)